

第二十二回国 参議院大蔵委員会會議録第三十四号

昭和三十年七月三十日(土曜日)午後二時二十六分開会

出席者は左の通り。

委員長 青木 一男君

理事 西川甚五郎君 山本 米治君 土田国太郎君 平林 剛君 青柳 秀夫君 岡崎 眞一君 木内 四郎君 藤野 繁雄君 宮澤 喜一君 片柳 眞吉君 杉山 昌作君 前田 久吉君 岡 三郎君 野溝 勝君 天田 勝正君 松澤 兼人君 中川 幸平君 最上 英子君 横路 節雄君

衆議院議員

國務大臣 高橋達之助君

政府委員 經濟企画庁 長官官房長 酒井 俊彦君 大蔵政務次官 藤枝 泉介君 大蔵省主計局長 森永貞一郎君 大蔵省主計 局法規課長 村上孝太郎君

大蔵省主税局長 渡邊喜久造君 大蔵省銀行局長 河野 通一君 食糧庁長官 清井 正君 事務局側 常任委員 木村常次郎君 会専門員 常任委員 小田 正義君 会専門員

法務省刑事 局参事官 勝尾 鏡三君 大蔵省主税局 税制第一課長 白石 正雄君

説明員 本日會議に付した案付 補助金等に係る予算の執行の適正化 に関する法律案(内閣提出、衆議院送 付)

昭和三十年産米穀についての所得税 の臨時特例に関する法律案(内閣提 出、衆議院送付) 日本輸出入銀行法の一部を改正する 法律案(内閣提出、衆議院送付)

委員長(青木一男君) これより委員 会を開きます。 補助金等に係る予算の執行の適 正化に関する法律案を議題といたしま す。

本件は去る十七回会において当院の 決議に基いて立案されたものでござい ます。先般本委員会並びに決算委員 会の総意を代表して、山田委員長と ともに私は衆議院の大蔵委員会に対し、 またその後単独にしばしば本議案の促 進方を促しておりますのでございま す。本日正式に本法案を議する次第

になったわけでございます。本朝衆議 院の大蔵委員長よりわざわざこの議案 の審議が遅れたことについての釈明が ございましたことをあわせて御報告申 し上げておきます。 本法案は、衆議院において修正され ておりますので、この際、右の修正点 について衆議院の修正案提出者より説 明を聴取いたします。

衆議院議員(横路節雄君) 補助金等 に係る予算の執行の適正化に関する法 律案につきまして、ただいま委員長か らお話がございましたように、昨二十 九日衆議院の大蔵委員会では各党の共 同提案による修正をいたしましたわけ でございます。その内容は、政府が提案 いたしました本法案についていろいろ検 討してみますと、補助金を受ける側、 地方公共団体に対するところの罰則規 定もございまして、罰則規定がその全部 でございます。従ってこの補助金を 交付する側につきまして、いろいろ今 日まで会計検査院等において問題に なっております等におきまして、いろいろ 衆議院の大蔵委員会では検討いたし たわけですね。その結果、やはりこれは 予算の執行の適正化ばかりでなしに、 これは同時に補助金等の交付の決定に ついても適正をはからなければならな い。従って偽りその他不正の行為に よって補助金の交付を受けた者の罰則 と同時に、やはりそれを知って渡した 側についても同様の罰則規定を設ける べきである、こういうことになりました。従ってこの法案を皆さんのお手元

に配付してございませうな形に修正 をいたしましたのでございます。今私が申 し上げた趣旨に従いまして、まず第一 条中の「予算の執行の適正化」という のを「予算の執行並びに補助金等の交 付の決定の適正化」に改めました。 次に、第六条の三項といたしまして 「前項の規定により補助金等の交付 の申請に係る事項につき修正を加えて その交付の決定をするに当っては、そ の申請に係る当該補助事業等の遂行を 不当に困難とさせないようにしなければ ならない。」

この法案中非常に問題がございませう ところの次の第六章の罰則の中の第二 十九条のところに、この本文は御承知 のように偽りその他不正の手段によっ て補助金の交付を受けたものにつ きましては五年以下の懲役もしくは百 万円以下の罰金に処することになつて おりますが、そのあとに二項といたし まして、「前項の場合において、情を 知って交付又は融通をした者も、また 同項同様とする。」こういうふうにい たしたのでございます。

なお第三十一条は「次の各号の一に 該当する者は、六月以下の懲役又は三 万円以下の罰金に処する」となつてお りますが、これは他の法案における、 たとえば愛知用水の公団法等いろいろ と関連を調べてみますと、この点はた とえば検査を拒んだとかあるいは拒否 をしたとか、質問に対して答弁しない とか、虚偽の答弁をしたとかこういう ものにつきましては、これは六カ月以

下の懲役というのはいくらにも苛酷過 ぎるといふので、この点は六カ月以下 の懲役というものを削除いたしまし て、三万円以下の罰金に処すると、こ ういうふうにその点修正いたしました。 従いまして第三十三条の一項にお きましては「前条の規定は、地方公共 団体には、適用しない」というのを、国 又は地方公共団体に」と修正をいたし ました。第三十三条の第二項の地方公 共団体に対する罰則規定だけござい ましたのを、今申し上げましたように 直しましたので、同条の第二項中に 「地方公共団体において」というのを 「国又は地方公共団体において」と修正 をいたしました。それから「当該地方 公共団体の長その他の職員に対し」云々となつておりますのを、「各省各庁 の長その他の職員又は地方公共団体」と、こういうふうに改めまして、昨日 衆議院の大蔵委員会といたしまして は、各党話し合いの上で各党共同修正 案といたしまして昨日委員会を通過い たしまして、本日本会議を通過したよ うな次第であります。

以上であります。 ○委員長(青木一男君) これより政府 並びに修正案提出者に対する質疑を行 います。

青柳秀夫君 簡単に御質問いたしま す。別に異議はないのですけれど も、はっきりしておこうと思つて伺い ます。それは今度の修正で二十九条の 二項ができたわけでありまして、それ について私が伺いたいのは補助金とい

うものはどうも不当な申請をするといふことによつて、こういう問題が起るのぢやなくて、それがもとでありますけれども、査定する方の側で、交付する方もそういうことを知りながら査定をして余計なものを与えるということによつて問題が起きてくるのだと思つてあります。そういう意味から言へば、はつきりこの二十九条に「情を知つて交付又は融通をした者も」同様とするといふことは非常にけつこうだと思つてありますが、この点について刑法の詐欺罪においては欺罔ということが書いてあつて、欺罔であるから幾らうそを言つても、査定する方がその事情を知つてたゞさんの金額を交付すれば詐欺にならん、こつ言われております。今度の二十九条の原文の方で「偽りその他不正の手段により」云々と書いてあるのは、これはもう刑法の詐欺罪とは全然別個の建前になつておるのでしようか、これは根本問題なんですけれども、そこを私にははつきりして置く必要があると思つます。そうでないと、やはり詐欺罪のようにこつは書いてあつても、当局の方が情を知つていた場合は、この本文二十九条そのものに該当しないといふことになつてくるのでは、せつかくこの法律を作つて何にもならない。ですから犯罪の成立には根本問題としてその意思といふことが根本になります、

犯罪といふことが根本になりますのであります。その犯罪といふものはこの法律における二十九条ではいわゆる欺罔云々といふことになつて、とにかく不正、偽りといふことをやつてくれれば、どういふ事情があつても二十九条に該当するかどうか、これはあるいは

法務省の関係かもしれませぬけれども、一つその点だけを明確にしていただきまして、そして今の御修正になりました趣旨も関連して、そのことを伺つておきたいのであります。

○説明員(勝尾鐘三君) ただいまの点につきまして御説明申し上げます。二十九条は「偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受け、すなわち偽りその他の不正の手段と不当な補助金の交付との間に因果関係があれば二十九条の犯罪は成立する。詐欺罪の場合に欺罔手段が講ぜられた、その結果、補助金の交付を受けたというだけでは足りないものでありまして、交付をする方が欺罔せられるということが必要になつてくるわけでありまして、それで二十九条は不正の手段と補助金の交付との間に因果関係が認められる場合には成立する、逆に申しますと、因果関係のない場合には二十九条は成立しない。たとえば交付の申請をする方が不当な手段で百万円の申請をした、ところが申請を受けた方でその不正な手段にまどわされることなしに厳密な審査をいたしまして、これは八十万円であるといふことで八十万円の交付をした場合には、不正な手段と交付の間に因果関係がありません、そのような場合には二十九条には該当しない、このようになるわけでございます。

○青柳秀夫君 今の御答弁によれば、あれですか、百万円を申請した、これは不当の金額である、ところが査定する方が八十万円が正しいと言つて八十万円を査定して交付された場合は犯罪を構成しないと、こつ御見解でございますか。

○説明員(勝尾鐘三君) その通りでございます。この場合もし未遂の規定があれば未遂罪になるだらうと思つます。これはたとへば詐欺罪の場合で、騙取をする側が詐欺する意思で詐欺手段を講じた、ところが働きかけられた方がそれが詐欺だと見破つてそれを承知の上で金を渡したという場合には、詐欺罪が成立するのではなく、そういう場合は詐欺未遂になるというのが法律上の規定でございます。もしこの場合未遂の規定があれば未遂罪になると思つますが、この二十九条の原案では補助金の交付と不正の手段との間に因果関係がない場合には、本条に該当しないとこつ御見解でございますか。

○青柳秀夫君 私がお伺いしたいのは、今のはわかりました。私は百万円は不当であるけれども八十万円というのは正しい金額だといふ場合においては、それは申請そのものは不当であつても、査定する方が正確な査定した場合には成立しない、申請した方も別にとがにならんと、こつ御答弁であると思つますが、念のために何うのすけれども、百万円の申請に対して八十万円なら正しいけれども、九十万円、この九十万円といふのは正確なものでない不当の金額といふ場合です、あるいは百万円に対して百万円そのまま認めた、その百万円といふのは不当の金額だと、国費から言へば非常な乱費になるというやうな場合におきましては、この条文に照しますと申請した方もこの法律に概当して、それから交付した方もこれに概当して、こつ御見解でございますか、それをお伺いしたいのであります。

○説明員(勝尾鐘三君) その通りでございます。この場合もし未遂の規定があれば未遂罪になるだらうと思つます。これはたとへば詐欺罪の場合で、騙取をする側が詐欺する意思で詐欺手段を講じた、ところが働きかけられた方がそれが詐欺だと見破つてそれを承知の上で金を渡したという場合には、詐欺罪が成立するのではなく、そういう場合は詐欺未遂になるというのが法律上の規定でございます。もしこの場合未遂の規定があれば未遂罪になると思つますが、この二十九条の原案では補助金の交付と不正の手段との間に因果関係がない場合には、本条に該当しないとこつ御見解でございますか。

○委員(青木一男君) 他に御発言もないようでありまして、質疑は終了したものと認めて御異議ございませんか。

○委員(青木一男君) 御異議ないものと認めます。これより採決に入ります。補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律案を衆議院送付案通り可決することに賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕
○委員長(青木一男君) 全会一致であります。よつて本案は衆議院送付案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、諸般の手續きは慣例により委員長に御一任願ひたいと思つます。多数意見者の御署名を願ひます。

- 多数意見者署名
岡崎 眞一 杉山 昌作
西川甚五郎 土田国太郎
岡 三郎 前田 久吉
片柳 眞吉 宮澤 喜一
木内 四郎 天田 勝正
中川 幸平 野溝 勝
最上 英子 青柳 秀夫

○委員(青木一男君) 次に昭和三十年産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律案を議題として質疑を行います。

○藤野繁雄君 昭和三十年産米穀を生産者が政府に売り渡すところの日は政令で定める、こつ御答弁ではどういふのでありますが、政令ではどういふふうに売り渡すの日を定めようと思つていられるのですか、それを伺ひたい。

○政府委員(渡邊喜久造君) その政令で定めるところによつて、農林省の方で予約買付の申し込みを承ります。従つて現在農林省がその期日として考へておられますのは、八月三十一日までで予約買付の申し込みを受けるといふことに、農林省の方がおきめになつたやうでありますので、われわれの方でいたしましたも、その日を一応政令で定める日にするよう指定するつもりであります。

○藤野繁雄君 本年の天候は幸いに増産のやうでありますから、非常に喜ばしいことであるのであります。増産をするといふことではあります、今お話し八月三十一日までにはどうも申し込みができなかつたから、その後申し込みをしようといふやうなもの、すなわち追加申し込み、その追加申し込みについては何とも考へておられないか、農林大臣はこの点については何か善処するといふやうなことを返事しておられるように聞いておるのでありますから、その点、御答弁願ひたい。

山本 米治 平林 剛
藤野 繁雄

○政府委員(渡邊喜久造君) 追加申し込みの問題は、これは今食糧庁長官にちよつと聞いてみますと、農林大臣は善処するとお答えになった、一応善処の仕方問題だろと思ひますが、その点につきましては農林省の方からさらにおかれ方の御相談があれば、われわれの方も、同じようなことになつて恐縮ですが、善処したいというふうに考えております。

○藤野繁雄君 そうすると、私のお聞きしている範圍においては、農林大臣は追加の申し込みがあったならば、その申し込みがあつた期日までは常に延長する、こういうふうなことを農林水産委員会では答弁しておられるように聞いておるのであります。その点いかがですか。

○政府委員(渡邊喜久造君) 食糧庁長官が今見えておりますから、どうなりますか、あるいはその点食糧庁長官からお話しになっていただいで……。われわれの方としましては、一応予約買付の期日は農林省が八月三十一日とおきめになっていらつしやるから、われわれも八月三十一日ときめておるわけでございます。それがある程度先の方まで延ばすということになれば、われわれの方もそれにに応じてさらに御相談をし、考へてみたい、かように考えております。

○藤野繁雄君 そうすると、こういうふうなことで了解してよろしゅうございませうか、農家の方で八月三十一日までは先の天候がどうなるかわからなかつたから、申し込みはできなかつた、しかしながら台風がこない、いよいよこれ以上の数量が出せるというふうな見込みが立つたならば追加申し込みをやる、その追加申し込みには予約申込みと同様の取り扱いをしてやる、またするべきものだと、こういうふうにお考えでございませうか。

○政府委員(渡邊喜久造君) 農林省の方のお扱いとして、八月三十一日以後に申し込みされたものについては、一応予約申し込みだということとしてお取り扱いになるという意味において善処するということがあれば、われわれの方もそれにに応じて善処する、だから予約買付申し込み以後のものについて云々というのではなくて、一応予約買付申し込みの期日の問題というふうにおかれれば考へております。農林省はそれについて、八月三十一日ではやつてみたけれども無理だ、もう少し先まで期日を延ばした方がよいというふうな御結論が出れば、われわれの方もこの政令で定める日を現在八月三十一日として考へております。政令で一応そこで出すつもりでございませうが、政令で定める日になっておりましたが、これは両院でこの法案が通過いたしますれば、一応許される範圍の期日の指定になりますから、従つてその点は農林省の方とよくお打ち合せした上で八月三十一日まで、以後のものも予約買付の申し込みとして取り扱つてもいい、要するに八月三十一日であつても、その後延ばすという、われわれの方もそれにに応じてよろしく考へてゆきたい、こういうつもりでございませうか。

○藤野繁雄君 食糧庁長官にお尋ねしたいのですが、生産者の保有量、この保有量は従来地区によつて差があつたのですが、今回政府の方でいろいろ保有量とかあるいは種子量であるとかいふものを査定される場合は、従来の例

によられるのですか、あるいはその査定の方法を変えられるのでありますか。その点お伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(清井正君) 今までは御承知の通り割当てでございませうので、まず生産見込み量から農家の保有と申しますか、御指摘の点を差し引きまして出たものが供出割当という形であつたのです。ところが今回はその制度を変へまして、もし農家が自発的に今後売りたいというもので契約をいたしまして、あとから食糧管理法で裏打ちをするという形でございます。しかし最後の点は、やはりこれは市町村がどうしても農家に保有量というものと種子量というものを確保しなければならぬという原則は、どうしても維持してゆかなければならぬのです。従ひまして農家はどの程度これを再生産の確保のために支障のないように、保有量を確保すべきだということ、これは今までの例でございませうけれども、さらにそのときごときの生産状況に依つて、相当弾力性をもつて考へていただくべきではないか、こういうふうな考へておるわけでありませう。むろん御承知の通りこれはそのときの生産事情で非常に違つて参ります。一がいこの数字といふことをはつきり申し上げることはできないのであります。私どもとしては全国的に増産であるということではたゞいま指示するつもりはないのであります。それそれの市町村、それぞれの県において考へていただきたら、こういうふうな考へておられます。ただ行き方が、申すまでもなく生産の見込み量から必要な保有量を引いたものというわけではございませう。今後

の申し込みによるのであります。今までの考へ方だと……、もう少し弾力性のある考へ方を考へなければならぬ、こういうふうな考へませうか。

○藤野繁雄君 とにかく今度の政令を見てみますと、その政令では農林大臣から直接に市町村長に對していろいろの通知をするようになっておるのであります。農林省の間に介在しないのであります。この点お伺ひしたい。

○政府委員(清井正君) これは私どももいたしましては、申すまでもなく、今までは県知事を通じて割当てをいたしておつたのであります。今度農家の自発的な申し込み、それを農業団体を通じて委託売り渡しという形になるのであります。ところが、最後のゆるゆるの指示と申しますものは、これは私どもから直接に申すことができません。實際問題として実情がよくわかりませうし、今でも供出の仕事に携わつておられて末端の生産者事情がよくわかつておられます。市町村長に指示していただく、市町村に末端の指示をしていただく、こういうことにはいたしたのでございませう。しかしながら、当然市町村長はその仕事の範圍内においては知事の指揮、監督を受ける筋合いのものであります。そういう意味合いにおいては、知事なりその機関が市町村長に對して適切な指導をいたし得る、こういうふうなことは考へておるわけでありませう。ただ、法律なりあるいは政令に基いて直接の権限ではございませう、やはり政令に書きました以上は、その政令の規定に基きまして、市町村長に對して果知事も必要であると認められる場合には指示することができ、こ

ういうふうな政令で規定いたしておるわけではございませう。もつとも、この場合も数字についてはむろん指示ができないのであります。承認を求めるとかあるいは報告をとるか、そういうことよなその仕事に關連する諸般の事項について指示を受けさせる、こういう形ではございませうから、そういう意味においては知事も指揮、監督ができません、こういうふうな考へて差しつかえないのではないかと、こう思つております。

○藤野繁雄君 そうすると、やはり数量については直接知事は関与せぬ。適當な指示をやらうと思つても、指示をするところの材料がなくて困るというふうなことになるから、何かここに知事も介在するような規定を設けなくてはいいか、いかがですか。

○政府委員(清井正君) 御質問の御趣旨はわかるのでありますけれども、今度の建前が知事のいわゆる機關を通じて末端に割当することになっておられないので、その方式を改めまして、生産者が申し込みましたものを割当をするという形にいたしましたので、それについては市町村長が最後は指示の形で食糧管理法の三条一項の命令をするという形にいたしておりました。数量の点については知事が市町村に何らかの指示をするといふことは、この制度の筋合いから行きますと、ちよつと道にはずれるわけではございませう、私どももいたしましては、いわゆる買入れ数量等に関する知事が市町村長に指示するといふことは考へていないのであります。ただ、市町村長は、従来からの供出の状況なりあるいはその市町

村内の生産者の状況なり等は十分知悉いたしておりますし、あるいはいろいろの台帳その他がございまして今までの相当仕事を参つておられますから、末端的な事情はよくわかつておられるかと存じます。従いまして、実際問題として知事が市町村に対して数量の指示というところを出さなくても、実際問題として今度の制度によりまして円滑に行くのじやないだろうか、また行くように私どももいたして行かなきゃならない、こういうふうには考へておるわけでありませぬ。

○藤野繁雄君 そうすると、政令第十一條の都道府県知事は必要があると思ふときは市町村長に対して政府買入れ数量の決定に必要なる指示をするものとするというこの規定が今の御答弁とはいくらかそごする点があるように考へられるが、いかがですか。

○政府委員(清井正君) はなはだ恐縮でございますけれども、第十一條政府買入れ数量の決定に關しという意味でございまして、実は買入れ数量割当ということを意味することは本制度の問題外でございますので、私どももいたしましてはこの十一條の買入れ数量の決定に關しと申しますのは、数量の決定は当然はいらぬと実は解釈したのであります。数量の決定に關していついふまで報告をしるか、あるいは追加で補正をするというふうなときにはこういふ程度に補正をするというところを承認いたすというふうなことは考へておりますけれども、数量そのものについてどういふふうにしるかああいうふうにしるかというところは私どもは考へておらなかつたのであります。

書き方が数量の決定に關しと書いてありますので、いささか御疑問を生じたことは遺憾でございましたが、この制度自体が知事が数量を指定する制度になつておりませんので、その点は当然はいらぬというふうな解釈いたしておるわけでありませぬ。

○藤野繁雄君 それから三十年度の所得税については政令で定めるところにより云々というふうなことになるのであります。その政令の内容をここに書いてある以外のことがあったらば、承りたいと思つておるわけでありませぬ。

○政府委員(渡邊喜久造君) この政令の案文、また具体的にできておられるので、ちよつとおくれまして恐縮でございますが、結局手続的な関係だけを規定するつもりで、実体的なものを規定するつもりはございませぬ。証明の関係とかそういうふうな手続関係だけをここに規定する、こういうつもりでございます。

○委員(青木一男君) 藤野君、ちよつと申し上げたい。高崎企画庁長官、他に所用がございませぬから、長官に対する質疑をこの際急いでやりたいと思つておるから、しばらくお待ち下さい。

○杉山昌作君 ただいま問題になつておる法律案は、先般の米価審議会の審議の結果出て来た法案と思つておるが、その米価審議会と關連する問題として、昨日閣議で農産物価格対策協議会というふうなものを内閣へ置くというところを新聞で拝見いたしました。今度計画されている協議会の性格、権限、あるいはどういふ方針で運営されるのか、それと今の米価審議会との関係はどんなものか、そういう点

についての御説明を願いたい。

○國務大臣(高橋達之助君) 今回の農産物の価格協議会は、これは臨時的のものでございまして、従前の農産物の価格のきめ方につきましては、あるいは生産費を基準とする、あるいはパリティを組む、いろいろまちまちであるやうであります。ところが、長期経済計画を立てますにおきまして、農業政策の長期におけるあり方、それから今後の物価政策等にも關連いたしまして、農産物の価格というもののきめ方の基準をこの際にはつきりしておきたい、こういうのがねらいでございます。

従いまして、これは六カ月の間にはなるべくやつてしまいたいと思つておる。御承知の農産物の価格というものがつきましては、ひとり日本だけでなく、米國におきましても非常に困つておる問題のようでございます。計画経済を實行いたしますと連日にお困つておるやうであります。一方米國のごときは過剰農産物で困つておる。ソ連の方はあれだけの農地を持つていながら農産物が足らぬというやうな非常な状態になつておる。この価格を決めるといふことは、よほど私は重大な問題だと存じまして、この際でできるだけ一般の方に御参加を願つて、さうして農産物の政府が価格に關与する種類に限りまして適正なる価格を作る基準方針を明かにしていただきたい、こういうのが所存でございます。従いまして、現在あります米価審議会というものはそのまま置きますが、この今回の協議会の結果によりましてあるいはこれについて再検討を加えなければならぬかと感じておる次第であります。

○杉山昌作君 そういたしますと、結局ここでは農産物価格政策とか価格算定方式というふうな基本問題だけをやるので、具体的に米をいくらで買う、葉タバコをいくらで買うというふうなことをやるのじやない、こういうことなんでしょうか。

○國務大臣(高橋達之助君) その通りでございます。基本方針を決める。価格をそれぞれについて決めるのは、この審議会でもやらん建前でありませぬ。

○杉山昌作君 そうなりました場合に、そこで方針が決まると、結局この協議会は法律的なものじやないで、事実上の問題です。法律の文面から言つて、米の価格は農林大臣が決めるし、葉タバコの価格は専売公社總裁が決めることになっておるが、内面的にそこで決まつた方針のつとつて決めるというふうなことになる、こういうふうな解釈すればいいわけではございませんか。

○國務大臣(高橋達之助君) その通りでございます。大体の基本方針を決めるだけで、農林大臣は米の価格を決めるとか大藏大臣は葉タバコの価格を決めるとかということには、その方針のつとつてやるというふうなことはございませぬ。

○藤野繁雄君 この提案理由の説明によつて見ますと、政府の方の計算では、今回の非課税措置によつて約二十九億円程度の減収が見込まれるのであるが、一方の方においては米価の引き上げによる増収額が見込まれるから、同年度とはほぼ同程度の金額の収入があるから、予算には大した相違はないというふうなことで、その資料も出

しておられるようでありませぬが、私の考へでは、ある程度それ以上の増収があるのじやなからうかと、こういうふうな考へておられますが、いかがですか。

○政府委員(渡邊喜久造君) 現在われわれの方といたしましては、まあ天候のかげんとかいろいろの關係で、今年の米作がある程度いいのじやないかというふうなことは一応考へられますが、一応予算の基礎といたしましては平年作をとつておられます。まあ今後の天候の推移もございませぬから、あまりその辺を動かすのはいかがかと……従いまして平年作で見ました場合、一応予算の計上額は、これは予算委員会でも御説明申し上げ、当委員会でも御説明申し上げたかと思つておるが、現在予算で見積つておられますのは、昨年の基本価九千二百二十円ですか、あれで一応算出しまして、そしてその後減税……これも国会における修正も入りまして税収が七十億、こういう見込みになつておられます。それで九千二百二十円で見込んでおられますから、その後における米価の決定で相当の差額があるわけですから、従いまして、それから生まれてくる税収額というのを見積りまして、それが約二十七億、それから今度の措置をやることによりましての減税額、これが約二十九億、これは収入金額でありまして、課税になりませぬと両方ともちよつとふくらみます。従いまして、そこで差し引きまして七十億の一応計上額が六十八億になる。まあ藤野委員はどういう根拠でもつと多くなるとおっしゃるのか、おそろく最近天候がいいからというふうなことを考へることじやないかと思つておるが、現在それによつて予算を云々するのは

ちよつと早いんじゃないかと、こういう見地に立っておりますので、現在平年作を基礎にいたしました予算の数字から見ますと、資料として御提出申し上げましたのが六十八億と、こういう数字になるわけでございます、大体その辺のところを説明の際に申し上げた次第であります。

○藤野繁雄君　そうすると、農家の手取りの金から考えてみますると、今回支米一石当り平均千四百円の見当で減税の措置を講じたらば、前年度よりも農家の手取り金というものは減じやないというお考えでありますか、あるいは地方によっては農家の手取りは減ずるところもあるというふうなお考えでありますか、その点お伺いしたいと思います。

○説明員(白石正雄君)　今回の減税によりまして、前年の課税額とどういう状態になるかということをも具体的に一応説明によりまして御説明をいたします。

関信越の局内で平均反別のところを調べてみますと、大体二町一反七畝とこういふことになっておりますので、そのところの具体的な農家につきまして計算いたしました例でございますが、扶養家族が十人で、二町一反七畝、その昭和二十九年分でございますが、米の買却代金が四十一万八千二百三十八円。その場合に、昨年におきましては超過供出奨励金につきましては非課税の措置をやっておるわけでございますが、これをもし全部課税したといたしますと、その所得が四十二万四千三百三十七円になりまして、そのときの税額は三万三千三百円になります。しかし現実には、奨励金につきま

して非課税措置をとっておりますので、その総所得金額は三十九万七百七十円になっておりまして、税額は二万三千五百円と、かような数字になっております。

この農家につきまして、昭和三十年につきました、もし同じような作柄であったという前提のもとに計算をいたしてみますと、米の売却代金は四十三万六千五百八十四円と相なりまして、その場合の総所得金額は、四十五万四千六百九十四円になります。もしこの四十五万四千六百九十四円に對しまして、そのまま全部を課税をした、かようにいたしますと、二十九年度の税法によりまして、そのときの税額は四万二千三百円に相なります。ところが今回減税が行われておりますので、三十年の改正後の税法により計算いたしますと、三万五千六百五十円になります。これは前年の二万三千五百円と申しました税額に比較いたしますと、所得がふえておりますので、税額といたしましては、一応ふえておるわけでございます。この三万五千六百五十円に對しまして、今回千四百円の非課税措置を講じますので、その結果は一万六千七百五十円、かように相なります。従いまして千四百円の非課税措置の結果、十八万戸程度が課税から非課税の方に落ちておる、かような数字になっております。

それから今度は、供出量の比率からしますと、納付しない農家との供出量の、これは比率でもけっこうです、これがわかりましたら概算でよろしいですが、お教えを願いたい。

○説明員(白石正雄君)　供出農家戸数でございますが、昭和二十八年の数字は、二百六十九万戸になっております。それから昭和二十七年の農家におきましては、三百二十万戸になっております。その後の計数はまだはっきりとわかっていないわけでございますが、生産石数等から平年作ということ推定いたしますと、大体三百万程度が供出農家数になる、かように考えられます。

それから農家戸数のうちで、課税農家数は、ただいま六十万戸というように御説明をしておるわけでございますが、千四百円の非課税措置が講ぜられないといたしますと、大体七十八万戸程度のものが課税になるわけでございます。従いまして千四百円の非課税措置の結果、十八万戸程度が課税から非課税の方に落ちておる、かような数字になっております。

それからその六十万戸程度の農家の供出数量でございますが、これは大体におきまして全供出数量のうちの六割乃至六割五分程度の数字を示しておるというふうに考えられます。

○片柳眞吉君　若千この数字を御質問いたしましたのでありますが、この供出農家中で、この資料によりまして、大体六十万戸が所得税を納付する

義務があるようでありまして、全体の供出農家、これは食糧庁でございますが、供出農家の全体戸数がどのくらいになりますか。

それから今度は、供出量の比率からしますと、納付しない農家との供出量の、これは比率でもけっこうです、これがわかりましたら概算でよろしいですが、お教えを願いたい。

○説明員(白石正雄君)　供出農家戸数でございますが、昭和二十八年の数字は、二百六十九万戸になっております。それから昭和二十七年の農家におきましては、三百二十万戸になっております。その後の計数はまだはっきりとわかっていないわけでございますが、生産石数等から平年作ということ推定いたしますと、大体三百万程度が供出農家数になる、かように考えられます。

それから農家戸数のうちで、課税農家数は、ただいま六十万戸というように御説明をしておるわけでございますが、千四百円の非課税措置が講ぜられないといたしますと、大体七十八万戸程度のものが課税になるわけでございます。従いまして千四百円の非課税措置の結果、十八万戸程度が課税から非課税の方に落ちておる、かような数字になっております。

それからその六十万戸程度の農家の供出数量でございますが、これは大体におきまして全供出数量のうちの六割乃至六割五分程度の数字を示しておるというふうに考えられます。

○片柳眞吉君　大体それでこの恩典が均霑する農家は、全体の供出農家の二割強だということがはつきりしたわけ

す。

それからその次に、これでいきますと大体石当り千四百円ですか、概算しまして。前年度の同じ意味の石当り平均の金額といたうのはどのくらいになっておりますか。

○政府委員(渡邊喜久造君)　前年度は御承知のように、超過供出奨励金とそれから早場米奨励金が、これは議員立法でございまして非課税になりました。その非課税になりました金額を石当りこれは供出全体の石当りで割ってみますと、一石当り五百四十円になります。

○片柳眞吉君　そうすると、前年度に對して非課税の金額が相当上ったわけでありまして、その前年と大体平均してどのくらい免税の度合いが強くなっておりますか。

○政府委員(渡邊喜久造君)　従来のやり方でございますが、早場米奨励金、それから超過供出奨励金、これは奨励金の形で出ておりました、今度はそれがまあ基本米価に入つたわけでございます。従いまして保有米を課税する場合はの値段というものが、これは一応基本米価の基礎に考えておりますが、そこから多少従来のやり方と課税の関係が違ってくるわけでありまして、その点を考慮しますと、五百四十円が約八百円になります。というの手持ちが要するに少し上つてくるといったような関係ですね。そこを修正直しますと八百円程度一応非課税にした場合に、昨年の非課税の割合と大体同じだ、こういうふうにごえられます。それが千四百円ということになりましたので、六百円分といえますか、七割何がしここに幅が広がった、こういうふう

考えていいかと思ひます。

○片柳眞吉君　そこで実は米価審議会の審議の経過からいけますと、一万六千円そのものもだいたい議論があつたことは御案内の通りであります。それに対して最低二百五十円を下らざる額を、基本米価にあらざる予約奨励金という制度で出さないという、こういうことになっております。価格という考え方は別なものであります。そこで今自家保有米を算定する場合にも問題になると思つておりますが、実はあとで閣議で決定された百円というものは、これはどういふ性格であるか、その予約奨励金という趣旨で百円追加したのであれば、これは米価そのものではないと思ひます。従つてそれはやはり自家保有米の計算の際にその百円というものを入れて換算するの、か、そういう議論が出てくると思つております。一万六千円を一万六千円にしたものは、これはこれは米価審議会の非常論議になつた点であります。それははいわゆる食糧管理法のいわゆる政府に売り渡す価格と同時に関連していか、百円というの奨励金といふふうには理解していいの、これは一方には非課税の問題と関連してきます。自家保有米の換算の場合でも問題になるのかと思つております。か、こういうのはどういふ見解なんでしょう。

○政府委員(渡邊喜久造君)　私どもの方で承知しておりますところは、一万六千円が基本米価である。そうして百円はこれは予約奨励金という意味ではございませぬが、予約によつて買付けた米についてだけは一万六千円、こういう格好になります。従いましてわれわれは基本米価はやはり一万六十

円だ。従いまして片柳議員のおっしゃっている保有米を考へる場合は、やはり一万六十円のペースで考へていくべきだ、かように考へております。

○片柳眞吉君 その点で自家保有米の点ははっきりいたしました。そこで食糧庁の方は二百五十円という、予約奨励金という名前はいろいろ別であります。が、とにかく事前売り渡し制度をスミースにする意味で出した金には違いないわけでありまして、そこで百円というものはキャッシュで、とにかくキャッシュの格好で出しますが、今回のこの免税で百円プラスのくらしいものが突如農家にいくというふうに見られております。今主税局長からも前年度に対して現在までで換算し直せば六百円程度非課税のあれがふえた。所得税としてはどのくらい、これは農家に対してはつきりそのわからせる必要があると思う。どのくらいかというのを、せっかく免税して一体百円プラス・アルファが、これはもちろん平均にならないと思ひます、各所得が違つてきますから、これはどの程度事前売り渡しをすれば、それに応ずれば、どの程度の利益があるか。そのアルファは農家にせつかくやつても非常に意味がないので、正確には言えぬことですが、各所得の金額が違つて参りますから、おおよその見当として平均どのくらいのものかこれによって増されたということ、これははっきりしておいてもらう方が効果があるのではないかと。

○政府委員(渡邊喜久造君) 税の問題でありますから私からお答へした方がいいかと思ひますが、先ほども御議論がありましたように、税による奨励措置

置というものは、これは供出農家の全部には渡りません。どうしてもやはり限られた農家にしか渡りません。そこに税による奨励措置の一応の限界があると思ひます。同時にまた千四百円、一応予約の分については所得から引く。これも要するに課税をどちらにしても受けない農家におきましては実は影響がないわけでございます。結局影響がありますのは、課税農家だけということにならざるを得ません。個々の具體的な課税を農家につきましてみますと、たとえば先ほどのお話もあつたように、こういう措置がなかつたら税金がある程度かかつたけれども、こういう措置があるために税金がなくなるという農家は十八万程度ある。こういう農家は結局まあ課税農家が千四百円をフルに一応フェバーとして受けるのに対して結局どれも受けないわけでございます。従いましてその程度によつて実はいろいろ違つてございまして、今片柳委員はごわけでございますが、今片柳委員はご何か理解しやういふように簡単に言えないかというお話でございます。私には相当にやはり一応の註釈は実は私にはつけなければならぬと思ひます。非課税農家には関係ないとか、結局課税農家だけの分だとか、いろいろ説明がつかなければならぬと思ひますが、大体農家の所得というものを考へて参ります。まあこれが上すみの関係といひますか、頭の方の低い税率が一応影響してくるわけでございます。われわれが普通計算しておりますときは、大体二割くらいと考へております。従いまして千四百円というものはそのまま浮けば、計算すれば二百八十円の数字が出ますし、それからこれは考へ方が

いろいろあると思ひますが、従来の八百円というものはこれは別だ、六百円が新しいものだというふうな考へ方もあると思ひますが、その計算でいけば百二十円、われわれは前のやつと今度のやつとを関連があることはあります。結局千四百円そのものが予約すればすぐ響くわけでありまして、その千四百円という数字をそのままフルにとれば二百八十円、こんな計算に考へていいのじゃないかと思ひます。

○片柳眞吉君 それでありますから、実は賛成せざるを得ぬと思つておるのですが、あまり註釈を加えると、ほとんど八割近い農家はこの特典には均霑せぬということもはつきりして居るのです。果して事前売り渡しを促進する効果があるか、かえつて疑問にさえて思ふのでありますけれども、いわゆる農林省の二割農政の典型的なものだと思ふ。そこで来年のことはわかりませんが、本来私はやはりこういうものは富裕農家のみしか均霑しませんから、これをやはり来年度もこういうふうな同じ制度を繰り返すすれば、実はこういう制度はやや邪道じやないかと考へ思ふのですが、食糧庁はどういう考へなのか、一つ事務当局の御意見を、私はこれはききようは賛成するつもりで参りますが、きわめて米価審議会の経過からしても最もよいやなところへ落ちておりますので、清井長官の意見をこの際事務当局の意見として伺いた

い。○政府委員(清井正君) ただいま御指摘を受けたのでございますが、確かに米価審議会の過程におきましては、二百五十円以上の奨励措置を講じるとい

う付帯決議をいただいたのでございませうが、その後いろいろ政府部内で相談いたしました結果、基本額が一万八千八百円、奨励する意味において百円をプラスしたのであります。その他たまたま主税局長が御説明申し上げましたように、八百円プラス六百円程度の所得に関する特別措置を講ずるといふことにいたしましたわけでありまして、その点につきましては、ただいま片柳委員御指摘の通り、この税金の対象となるところがきわめて割合の少ない農家でございますから、これがいわゆる全体の食糧政策と申しますか、農業政策といひますか、そういう観点から申しますと、特にまた私どもの実行しておりますところの食糧の買い上げという立場からいたしまして、生産しているうちの一部、しかも政府に今までも供出しておりましたもの一部、そのような農家に利益を与えるというふうな方法を講ずるといふことは、これは私どもとしても必要でございますが、なおかつ基本となるところを考へなければならぬことはお話し通つてございまして、けれども、諸般の事情でその点が十分いきまへんでは、私どもとしてもいろいろ問題はあらうと思ひますけれども、私どももいたしましては、一たん態度を決定しました以上は、この価格によりましてできるだけ本制度を強力に生産者にやつていただきまして、政府に対して促進をしていただきたいと思つております。

○片柳眞吉君 もう一点であります

が、これは先ほど藤野さんからも御質問になつた点であります。これはまたかねてから私がやはり、同じ意見を他の方から言われているのであります。事前売り渡し制というものが、最近の豊作状況ということから見ていくと、二千三百五十万とか二千四百万とかいうことでは、おそらく千数百万石のやみを黙認するということになると思ふのでございまして、これは私は大蔵大臣にも予算委員会でも質問した問題で、一体食糧管理法の精神に従つて農家の協力を得て、できるだけ米を消費者にできるだけたくさん配給するのが法の精神だと思ふんですが、ところが片一方、赤字という問題におびえて、どうも農林省も買つて買えないというふうな、きわめて憂鬱な状況に思ふ。私は特に最近の豊作状況から見て、はつきりすればいいんですが、米を現物を持っておれば、私は食管会計の赤字という問題は、計算上はこれは出てきますけれども、現物である米を持っておれば、食管会計の赤字という問題は、私はこれは決して心配要らんという強い信念を持っておるのである。農林省、食糧庁の態度がどうもさしたりの赤字という問題におびえて、買ひ得る米を買わないというふうな、どうもそういうきらいが出てくることを非常に遺憾とするのであります。そこでさつき言つたように、確かに農林大臣は米価審議会でも、売つてくれれば全部それは買ひますというところは言つておられますが、しかし農林省が二千三百数十万石の要求をしたとき、ほぼ一月を経過して、非常に順調に作況が推移

しているわけでありすが、ここで八月三十一日、まだ一月ありますが、この農林省の要請するような、そういうわけな二千三、四百万と言わぬで、少くとも二十七年以前のまだまだ食管法がある程度変つておつて、二千八百万石とか三千万石買うというようなことを要請する意思、これはほんとうにならぬでしようか、全体のために。私は現物を持っておれば、あるいはかりに消費者米価の引き上げの問題が起きても、政府が予定以上に五、六百万の米があれば、これは私は消費者米価の問題も片がつくと思ひますし、その他あらゆる点から米を持っておれば、私はさしあたり起つてくる赤字という問題は必ずしもできるというふうなものではなくして、これは強氣を示してもらいたいということ、再度要請を考へる意思はないか、伺いたい。

○政府委員(清井正君) お話を承りましたのでありますが、御承知の通り、ただいまの食糧管理法の制度によりますと、一石買うごとに赤字がふえることになるわけでありすが、予算が二千三百五十万石になっておりましたので、二千三百五十万石をこえますだけで、赤字が出るという形になっておるのが現在の管理制度の建前になっておりますことは御指摘の通りであります。予算に二千三百五十万石とありますので、私も一応それを立てて、集荷団体に要請したのは二千三百五十万石でございますし、幸い天候の状態もよろしうございまして、その他の事情によりまして、たゞいま非常に申し込みが順調の状態を示しておるのであります。私どもとしては二千三百五十

万石以上買うことを要請いたしましたのでございまして、二千三百五十万石以上申し込みをできるだけ多く集めまして、そうして政府の手で操作できる数量といたしまして確保したいという趣意でございます。ただいま申し上げたいことは、集めておる最中でございます。この様子ではないかと思つておりますが、私どもとしてはあくまでも二千三百五十万石を最低といたしまして、それ以上でできるだけ多くということで再要請をいたしておるわけでございます。お話の御趣旨の点も十分一つ考慮いたしまして、今後の米穀政策の施策として十分参考にいたしていきたいと思ひます。

○宮澤喜一君 昨日提案理由を伺つたわけでございますけれども、それを見ますと、この法律は「所要数量を確保することに資するため」というふうな、非常にあのところの御説明はあつさりしておつたのでありますが、おそらくいろいろな意味での食糧政策の要請から、こういう法律案が必要なんだ——過去にあることであるが、一般的にもそういうことはあり得ることであるので、それはわかると思ひます。こういう形つまりこういう計数を持った法律案が出されたという、なぜこういう法律案が出されたかという意味での具体的な食糧政策の要請からこういう法律案が出たかという点について、いろいろ世間では伝えられておる事情もあるわけございまして、あなたが、また政府から正式にその御説明をまず承つておきたい、これは食糧の長官から承つたいと思ひま

す。

○政府委員(清井正君) 今までは御承知の通り、割当制度を実施いたしておつたのでありますが、長い間の割当制度に對していろいろ御批判がございまして、今回は特に事前売り渡し制度という形をとりました。生産者がその米穀を生産する前に政府に對して売り渡しの申し込みをする。しかもそれが本人の自由意思によつて売り渡しの申し込みをすること、これを建前にいたします。そこで諸般の準備を整へまして、すでに申し込みを開始いたしておるのであります。私どもといたしましては、長い間の統制を割当制度に切りかえまして、本制度にいたしたのでございすが、とにかく一方において現行配給制度を確保するという使命を帯びておるわけでございます。従いましてどうして最低限度の食糧の配給を確保するためには、二千三百五十万石が必要でございますので、このためにはどうしても必要な数量を政府の手に確保しなければならぬという一方の要請があるわけでございます。

一方では割当でなしに生産者の自由なる意思表示による政府に對する売り渡しを基礎として、一方では配給を確保しなければならぬという要請があるわけでございます。私どもといたしましては最低二千三百五十万石の数量というものをどうしても確保いたさなければならぬという要請を受けておるのでございまして、そういう制度が今回の制度であるわけでございます。

自由な形での売買という形式でもってこれを発行しようとしておられるわけでありすが、それでありますならば、売買の問題として、何ゆゑにそれを有効適切に行うための価格の問題として、つまり租税の問題としてでなく、価格の問題としてそれが解決できなかったかという、その御説明を承つたい。

○政府委員(清井正君) 本制度を実施いたすために、何としても価格につきまして適正な価格をきめなければならぬことは、お話し通りであります。私どもといたしましては、価格は根本的な問題であると思つております。なお価格の問題のみならず、ほかの問題も付随してお願ひをいたしたいということ、価格のほかに概算金の問題と減税の問題とお願ひをいたしておるわけでありまして。

たものを政府に供出するということでは困る。むしろ自分が進んで売るといふ米をまず売らなければならぬと、こういう建前で、そういうふうないたした方が円滑に政府に對する売り渡しができるということではないかと思つてございすが、何しろ長い間の統制制度からこういう制度に切りかえる場合に、その間われわれといたしましていろいろ不安その他があるわけでございます。一方またたゞいま申し上げましたように、配給を確保しなければならぬということ、配給を円滑に実施するために、どうしても政府は二千三百五十万石の数量の売り渡しは確保しなければならぬという必要を感じておるわけでございます。そこでできるだけ本制度によりまして、その申し込みをよけいに集めまして、しかもその申し込みが、出来秋に米ができたからそれを完全に引き渡していただくというところで参るわけでありまして、そのために必要な措置をいたしまして、概算払いの制度も実は実行いたしておるわけでありまして、申し込みを受けましたばすぐに石当り二千円の概算払いをいたすというの、一つの制度でございます。本制度上の減税の措置も、政府におきましてよけい申し込みを集めまして、所要の数量を確保いたしまして、もつて配給の方の責任を全ういたしましたというところから出ておるわけなんです。そういうふうな意味から本制度をお願いいたしておるような次第でございます。

○宮澤喜一君 ところでたゞいま御説明のように、強権というものがバックにはあるかもしれないけれども、一応自由な形での売買という形式でもってこれを発行しようとしておられるわけでありすが、それでありますならば、売買の問題として、何ゆゑにそれを有効適切に行うための価格の問題として、つまり租税の問題としてでなく、価格の問題としてそれが解決できなかったかという、その御説明を承つたい。

○政府委員(清井正君) 本制度を実施いたすために、何としても価格につきまして適正な価格をきめなければならぬことは、お話し通りであります。私どもといたしましては、価格は根本的な問題であると思つております。なお価格の問題のみならず、ほかの問題も付随してお願ひをいたしたいということ、価格のほかに概算金の問題と減税の問題とお願ひをいたしておるわけでありまして。

価格の点につきましては、私どもといたしましていろいろ苦心をいたしたのでございまして、先般一萬六千円という政府案を一応決定いたしました。それを審議会に参考案としてお示しをいたしまして、その後一萬六千円の価格をきめたわけでございます。この点につきましては、一般にいろいろ御議論等がございまして、あるいは生産費の方式等によつて計算をする等のいろいろ御意見もあつたのであります。私どもといたしましては、いろいろ生産費方式等を検討いたしたのでございまして、また米価審議会自体におきまして、生産費等につきましてはいろいろ問題もございまして、また議論が尽されてない状況でございます。ことに審議会といたしまして、ある程度の幅のある数字であるという

意味合いで、バルク・ライン、農家八割の生産費を補償するという程度の数字というふうな目標もあつたような次第でありまして、まだ完全に生産費方式をとるといふ自信を持つまでに至っていないのであります。一方また私も

かつた部分を租税の面へ持つていったと、そういう考え方というふうな観念しておられるわけですか。

といたしましては、従来のパリティ方式等も準用いたして参つたのであります。過去二カ年間の農家の手取りを基準としてパリティ方式として一

政府委員(清井正吾) 価格の面が解決し切れなかつたからということではないのであります。私も

現在の状況におきましては一万六千円程度が適切だろうというので、一応一万六千円というのを参考案として提出いたし、その後百円を加えるとい

政府委員(渡邊喜久造君) 私は一応考え方として、ある程度は違つておると思ひます。と同時に、ある程度は前

者の方から申しますれば、それはもろろいろいろ御不満の点もあるうかと思ひますが、私も

政府委員(清井正吾) 大体お話しの内容に合つておると思ひます。

は、現在の状況におきましてはできるだけ理論的に考えまして、最もこの程度の価格が適切であるといふふうに

政府委員(渡邊喜久造君) 私は一応考え方として、ある程度は違つておると思ひます。と同時に、ある程度は前

は判断をいたしたのであります。まずこの程度の価格で、御不満な点はあるかもしれませんけれども、この

政府委員(清井正吾) 大体お話しの内容に合つておると思ひます。

価格で本制度に協力していただくというので進んで参りたいというのでお願いをいたしておるような次第でござ

政府委員(渡邊喜久造君) 私は一応考え方として、ある程度は違つておると思ひます。と同時に、ある程度は前

わがかりますが、価格の問題というのか、価格という面を解決するということ

政府委員(清井正吾) 大体お話しの内容に合つておると思ひます。

のと同じ面でございますから、ただいまの御説明を承つておきますと、何

政府委員(渡邊喜久造君) 私は一応考え方として、ある程度は違つておると思ひます。と同時に、ある程度は前

間制定されました同じ問題についての法律とは、本質的に何か違つた点があるといふふうにお考えでありますか、

政府委員(渡邊喜久造君) 私は一応考え方として、ある程度は違つておると思ひます。と同時に、ある程度は前

の考え方を御承知のように、早場米奨励金、あるいは超過供出奨励金とい

政府委員(清井正吾) 大体お話しの内容に合つておると思ひます。

出奨励金に当るものは、超過供出奨励金という制度をなくしてしまひまし

政府委員(渡邊喜久造君) 私は一応考え方として、ある程度は違つておると思ひます。と同時に、ある程度は前

の考え方を御承知のように、早場米奨励金、あるいは超過供出奨励金とい

政府委員(清井正吾) 大体お話しの内容に合つておると思ひます。

の考え方を御承知のように、早場米奨励金、あるいは超過供出奨励金とい

委員にお答えいたしましたように、供出農家だけとつてみましても、そのごく一部である。問題は、むしろ経済的に解決すべきなら価格で解決すべきだ、税

政府委員(渡邊喜久造君) 私は一応考え方として、ある程度は違つておると思ひます。と同時に、ある程度は前

の考え方を御承知のように、早場米奨励金、あるいは超過供出奨励金とい

政府委員(清井正吾) 大体お話しの内容に合つておると思ひます。

の考え方を御承知のように、早場米奨励金、あるいは超過供出奨励金とい

政府委員(渡邊喜久造君) 私は一応考え方として、ある程度は違つておると思ひます。と同時に、ある程度は前

の考え方を御承知のように、早場米奨励金、あるいは超過供出奨励金とい

政府委員(清井正吾) 大体お話しの内容に合つておると思ひます。

の考え方を御承知のように、早場米奨励金、あるいは超過供出奨励金とい

というものに対して税を論じておつた。つまり奨励金はプレミアムであり

政府委員(渡邊喜久造君) 私は一応考え方として、ある程度は違つておると思ひます。と同時に、ある程度は前

の考え方を御承知のように、早場米奨励金、あるいは超過供出奨励金とい

政府委員(清井正吾) 大体お話しの内容に合つておると思ひます。

の考え方を御承知のように、早場米奨励金、あるいは超過供出奨励金とい

政府委員(渡邊喜久造君) 私は一応考え方として、ある程度は違つておると思ひます。と同時に、ある程度は前

の考え方を御承知のように、早場米奨励金、あるいは超過供出奨励金とい

政府委員(清井正吾) 大体お話しの内容に合つておると思ひます。

の考え方を御承知のように、早場米奨励金、あるいは超過供出奨励金とい

しょうが、同時にいろいろな事情で税をまけるという事は、税をまけるといふことだけでまたいろいろな意味の刺激がございまして、それを使うという事が考えられるわけでございます。その理論の問題と結びつけますと、租税特別措置法でいろいろ行なっておりますことと今度のこととある意味において同じような性格のものじゃないか。ただ今度の米穀の問題におきましては、さらに片柳委員の御批判がありましたように、一部農家だけに特にそれがゆるいんじゃないか、これは他の面にもいろいろさういふことはあります。特にこの面においてそのものが非常に顕著であるというところに税で米の予約奨励をするという事について御批判があるかと思ひますが、しかしこれはこれなりに、やはり少くとも課税農家については相当の刺激になるのじゃないか、まあさういふ意味におきまして、やはり予約奨励の遂行をできるだけ円滑にするためにさういふことを考えるということもまあ好ましい手段とも思ひませんが、しかしこの際としては必要なことではないか、かように考へておきます。

○宮澤喜一君 政策的な意味から免税、非課税の金額を日限によって異ならしめておるのでございませうけれども、農業所得の発生時期というものはいつでございますか。

○政府委員(渡邊喜久造君) 現在の税法ではいわゆる発生主義をとっておりますから、農業所得の発生時期は一応米ならぬ米を収穫する時期ということに一応の取扱ひをしております。お話しに触れました供出の時期においていろいろ差等を設けておるといふこと、先

ほどもちよつと触れましたが、従来の早場米奨励金が今度は早場米格差になった。従いましてその格差分だけある時期には普通の分の千二百円で、ある時期に出せばそれが六百円です。か、順々に格差が高くなって参ります。従いまして従来早場米奨励金を非課税にしてきた。その早場米奨励金が早場米格差になったという事で千四百円の平均の数字の中から実はその分が約二百円に当ります。従いましてそれを一応差し引いた千二百円、これをまわすようにして千二百円でございます。その千二百円を基本的に予約米について非課税にするという事をまず頭におきまして、さうして一番早く出される千二百円の早場米格差のついでにおる分、それをその千二百円に加算し、あるいは六百円を加算し、三百円を加算して、そこに幾つかの差等ができたわけでございます。結局早場米格差に相当する分は早場米奨励金の全然課税の対象にならなかつたと同じ意味において早場米格差は一応課税の対象にならぬ、まあこれは過去にやつたこととさうドラスティックに変更を起すものどうかということも考へまして、さういふ意味における格差をつけた免除の規定を提案申し上げておる次第でございます。

○宮澤喜一君 それが私と同じ意味かどうか不思議なんでございませうが、それはさういふふうにとつてみます。たとえば一番大きな部分は正味六十キログラムについて九百六十円、これを総収入金額に算入しないわけでございます。そこでもしこれを総収入金額に算入しないならば、これは基本米価の問題になつておるので、今のプレミア

ムの問題では今度はないわけでありまして、これを取替するに、この所得を算入しなさいというものは経費から引かれますか、さういふことになりませうか。

○政府委員(渡邊喜久造君) その点は経費からそのまゝ引くつもりでおります。一番早期供出の分です。ね、一番早期に供出された分が——私まああまり農家の事情をよく知りませんが、おそらく早場米供出の分はやはり経費も高いのじゃないかと思ひますが、高い経費は一応所得からそのまま引く、その点は考へ方としましては、従来早場米奨励金を全然非課税にしていたというのと同じような考へ方に基いておるわけでございますが、この御批判はあつたと思ひますが、われわれの考へ方としては、従来早場米地帯が一応あつた規定によつて相当のプレミアを受けつていた。ところが今度早場米格差をみて参りますと、従来の早場米奨励金に比べれば相当幅が小さくなつております。従つて税の面でもさういふことをいろいろ小さくするということも一応考へられますが、早場米奨励格差そのものが従来の早場米奨励金に比べて相当幅が小さいものになつておりますから、従つてその小さくなつた早場米格差は一応そのまま非課税の分に加算した、さういふふうなつもりでおります。

○宮澤喜一君 ちょっと私の言葉が足りなかつたかも知れませんが、経費としてお引きになりますかと伺つたのはなくて、この九百六十円の収入金額を得るにはおそらく何がしかの経費がかかるのかかかつておるに違ひないか、この部分はこの所得は非課税でありますから、従つてそれを得るに要する経費というものは総体の経費のうちから差し引かれます。経費計算を、これは概念的には割掛計算になるわけでありませうが、さうなれば総収入金額に算入しないというだけになれば、それに要した経費は実はほかのものから差し引かれておることになるから、法律に、一応ちよつと法律を讀んで、以上実際これは減税が概念的には大きくなつておるわけですから、従来のプレミアムでありませうと、これは基本米価の上に乗るものでありますから、この問題は起つてこなかつたはずですが、今基本米価の問題として出て参りますと、理論的にはさういふことにならぬと筋道が通らないかと思ひますが、ちよつと理屈を言ひ過ぎませうか、どうですか。

○政府委員(渡邊喜久造君) その点はあつたと思ひます。結局宮澤委員のおっしゃりたいことは、私はさう理解したところ普通地帯に比べると必要経費が高くなる。従つて収入金額が多いと同時に必要経費も多い。収入金額の方でもつてその多い分をまるまる引いてしまえば必要経費の多い部分だけがさらけに経費として引かれる。さうすると収入は大きいのに所得はほかの地帯に比べればさらに小さくなつてしまふのではないかと。ほかの地帯は収入が百とする、それで所得経費が七十、片方の方は収入は百二十であるが、経費は七十五である。さうすると片方の所得は三十である。片方は、収入の多い分が二十そのまままるまる引かれるから所得は二十五になつてしまふ。それではあまり早場地帯に有利ではないか、さういふふうな議論だと実は思ひます。

その点につきましてのわれわれの考へ方は、先ほどのことを繰り返すことになりませうが、従来の早場米奨励金の場合におきまして、名前は奨励金になつておりましたが、早場地帯におきましてある程度経費が多かつたという場合に計算しては、基本米価で収入金額を計算し、必要経費は実際の必要経費で計算したしておりましたから、その地帯におきましては事情は今度の場合と実は同じものだと思つておりました。従いまして名前が奨励金になつた、格差になつたという事だけの違いでありませう、その点は変らない。そこでただそれが根本的に考へてそれは少し早場米地帯の方に有利に過ぎるのではないかと。これはまあさういふ御議論もあると思ひますが、われわれの考へ方は、先ほど申しましたように、早場米地帯における早場米の格差というものは、従来の奨励金に比べて相当幅が小さくなつておる。従来その地帯は早場米奨励金を免税にすることに依つて税負担が軽かつた。今回さうした事情を無視して、重い税をかけるという点はどうかと思ひましたので、千四百円というベースの中で、やはり従来の制度を受け継ぐという意味においての格差をつけたわけでございます。さういふ意味で御提案を申し上げておる次第でございます。

○宮澤喜一君 それを突は伺ひましたのは、どつちが有利、不利ということ、実はあまり私は問題にしてはおりませんので、基本米価にまで突つ込んで、しかもいまおっしゃつたような説明になつて参りますと、これ

な答弁であります。私は決してそんなものじゃない。それならば、今や米価がそのちよと平均のところをとって決定されるというのですから、もし米価の基準をきめる場合に、現実が四等を中心ならば、やはり四等を中心として、四等を標準としてきめておいて、それに三等ならば幾ら、二等ならば幾ら、等外ならば幾らと、こう決定すべきであって、標準のとり方というものは今も昔もずっと三等であつた。三等であつておきながら、もとはほとんど、二等が七〇%くらいあつたのです。ところが今日は、極端な例はこの四年間というものは、おそらく私の記憶では一等というものは一俵もないはずなんです。全然ないものを、もうここに格差というか級差というのを一体存在させるというごとく自体がおかしいじゃないですか。それは確かに引きでもあれば、なるほど幾ら引いたってそれは入れておかないので一等は当らない、こういう場合もありました。元来一等から四等まで等級をちゃんとつけておる。それを一等というものを全くもう実際にはなくしてしまふ。これならば二等から四等までを一等、二等、三等にしてみたところでもよろしいのだし、それから基準は、たとえば最下等を基準としてものをきめればよいのであつて、それを依然として標準は三等にしておいて、実際はいろいろな文句をつけて実は四等の方をふやしておる。こういうことは、実質的には繰入を減らしておる、こう言わざるを得ない。何かお答えがありますか。

○政府委員(清井正君) 決して、消費者にどうこうというお話でございませぬが、そういう意味で私御答弁申し上げたわけじゃないのであります。確かに現状では四等の率の方が三等より多いことは事実であります。多いのであります。私どももいたしましては、しかしながら、米の全体のこれは生産の方向といたしましては、やはり漸次質のいいものを作っていくという方向に持っていくべきを得ない。数量はむしろございませぬけれども、これはどうしてもそういうことは考えなければならぬと思うのでございませぬ。そういうことで私どもも指導をいたしまして、また末端の団体の御指導を願ひ、生産者の方にもそういうことでやつていただいております。米価のきめ方につきましては、今まではパリティをやつておりましたから、三等を基準としてやつておりましたのであります。それで格差を設けたのであります。今回は四等を基準といたしましたので、一四等の平均ということでは平均価格を出したというふうなことで、今回の米価のきめ方はちよと変つたきめ方をしております。そういうきめ方をいたしましたけれども、にもかくにも生産者の方には、非常に規格につきまして改訂してもらいたいという声のあることは存じております。しかし今回の規格を動かすにつきましては、いろいろ考えなければならぬ問題も多うございませぬ、規格を軽々に変えることもいたしかねた事態もございませぬ。

また銘柄とか等級とか、ことに銘柄でございます。品種銘柄とか産地銘柄というのが、昔から非常に銘柄というものがあつたのであります。そういう銘柄に因せ、地域によつて、品種によつて価格に格差をつけるということの御意見もあつたのであります。しかしそれは今直ちにやるといふことについてはいろいろ問題がありますので、今年といたしましては、それは戦前の大体の規格を踏襲してやつていこう、こういうことでやつたのであります。しかしながら生産者の方々の御要望もありますので、一方品質の問題等もございませぬ、この点は十分一つ生産者の意向も考えながら、等級検査の実施の方法につきまして考慮を加えたい、こう考へております。

○天田勝正君 まだ私の質問に答弁が足りないので、一等を全然ここ数年なくしたというのはどこから出てきているのですか。とにかく私は今度供出制度が変つた、このことは一応認めます。だから去年まではあつたけれども、今年はないとなつたのだ、そうすればあらためて格づけはかようにしたいのだという説明がなければならぬ。ところが今私が指摘したように、数年間なくなつてきている。それで大体、たとえば二等のごときは二十数パーセントが二三、四年ごろまではあつた。その後がた落ちに落ちていっている。おそらく九%くらいしかないはずだ。私はここに資料を持ってきていけば、論より証拠、よりいろいろもつと出して話しをするのだけれども、四年もの間一等がないという今の説明では、それは成り立ちませぬよ。

さらに私は申し上げておきますが、たとえ本年の麦もそうでしょう。農政局から、これも資料を私ここに持ってきていませぬから、忘れませんが、農政局から、等外も買うからその準備をせよという指令がいった、そこで農協とかがその準備をいたしておる。ところが一向にこれを買おうといたさな。あとでこれは政務次官にお聞きしますが、こういうことなのであります。大蔵省から横やりが入つたとかいふことで実際に買わない。そうなることを得なくなつてしまつた。用意をさしておきながら総収入を減らしておる。こういう結論になるのですけれども、その点はいかがですか。

○政府委員(清井正君) 一等米がない、ほとんど皆無に近いというお話でございませぬ、まさにその通り恐縮なものであります。等級間の格差によりまして、下等級に偏していることはお話を通りなす。これは私も承知しております。これは私も認めざるを得ない。これは御要望もありませんけれども、変えを参ります。先ほど申し上げた問題がありまして、先ほど申し上げたような地域間の格差の問題とか、品種間の格差の問題とかいろいろ御要望があるのではありません。そういう問題をどうするかということをお聞かせ願ひたい。これはならないというので、本年度も変えに至らなかつた事情もございませぬ。しかしこの点につきまして、来るべき機会におきまして、この格差間の開き、あるいは地域的な銘柄の問題につきましても検討いたしていかねばならない、こういうふうにご考へておられます。

それから最後の麦の問題でございませぬ、これは確かに等外の麦の規格をきめまして価格も決定いたしましたのであります。一日から実施をいたすことにして通知をいたしておりますが、一日から当該麦の買入れをいたすわけでありませぬ。

○天田勝正君 実施は……。

○政府委員(清井正君) 一日から実施をいたすわけでありませぬ。

○天田勝正君 買いますか。

○政府委員(清井正君) 買います。

○天田勝正君 農林委員会でありませぬから、まだ少し聞きたいのですけれども、この程度でやめますが、いづれにしても、大体農家の豊凶を考へる場合でも、当該年度の前五年間くらいを標準にしてきめるのであつて、そこでそういう等級の問題にしても、もうすでにあなた四年、五年ないといふことになれば、これは全く考え直さなければならぬ問題である。もしそういう等級を要するに存在させて、からの等級だけおいておいて、実際はこれに当てはまるものを全く作らない、これは何といつても欺瞞であることは間違いないと思つて、これについてはちよと考へ直してもらいたい、これだけ申し上げておきます。

そこで大蔵当局にお聞きしますが、指摘すればそういうふうな幾つでもあつた。実はその麦の問題だつて、いふん農民団体等で大騒ぎをしたのであります。また少々これはいけないというので考へ直した。それで実際に説明を開きますと、先ほどおっしゃつたように十八万人ほどのものは無税になる。もちろんそれ以上の六十万人もそれぞれ減免措置が講ぜられる。こういうことではありますけれども、さてここが問題なんです。農家というものは青色申告をしていられる人はほとんどない。そこで

実際には見込み収入を税務署の方ではとんど一方的にきめまして、これは確かにかこの通りになるんだ。まあ半分はいわば押しつけのようになるし、またならざるを得ない相手でもある。そういうことから実際は予算上これだけ減収になる。いいかえればそれだけ恩典を与える、こういうことに表面の説明はなるのだけれども、さて一年間の決算をやってみると、当初予算よりも大い減免した程度のは増収される。こういうことで実際は収入見込みをふやしているものでありますから、そういう事態が私に起つておるということは普通であると思う。さっきの実際の例をとれば、ちょうどその人がそう言ったというくらいにはわれわれには考えられない。それで今度はこれに対して、少々こまいことになりまして、税のことでですからこまき念を押しおかなければならぬ。そこで聞きますが、これらに対する通達なり何なりそうしたものが実際に用意をされて、そうしてこの二十九億というものは完全に減税を確保させる、こういう措置をちゃんと用意されておりましたか。

○政府委員(渡邊喜久造君) 農家の課税に当りましては、まあ農業というものの性格から、必ずしも帳簿の工合などが完全にいかないとか、いろいろの問題がありまして、結局その前の収穫というものを標準的なものから割り出して課税していく。まあ今天田委員、大体予算よりは実収は常に多くなるとおっしゃいますが、これはもう必ずしもそうとは限りません。結局税務署の実際の執行に当りましては、よく村の意見も聞き、協同組合の意見も聞いて、決して私はそう無理な課税になつていゝとは思いません。ただたとえば昨年のような、当時だいたい一部の地方で問題になりましたが、これは一昨年の問題になりまして、これは一昨年どちからかといえ非常に減収があつた。そういうことと結びついて急に税金の額からいいますと倍、三倍になつたというところに問題があつたように思つておられます。しかしわれわれとしましては、今度たとえばこういうことをやるがゆえに、従来の農業課税のやり方をより厳密にやるといったようなことを別に考えておるわけではございません。従来のやり方の無理なところは、もちろん直していくつもりであります。同時に収入金額については法律にあるような控除をしていく、こういうことで考えておられて、別にこの二十九億を、これはまあ見込みでございますから、実際はあるいは供出がふえれば収入もふえるかわりに免除額もふえるというところは当然出てくると思ひますが、この分があるがゆえに、従来よりも農業所得の課税を酷にするというようなことは毛頭考えておりません。

て、決して私はそう無理な課税になつていゝとは思いません。ただたとえば昨年のような、当時だいたい一部の地方で問題になりましたが、これは一昨年の問題になりまして、これは一昨年どちからかといえ非常に減収があつた。そういうことと結びついて急に税金の額からいいますと倍、三倍になつたというところに問題があつたように思つておられます。しかしわれわれとしましては、今度たとえばこういうことをやるがゆえに、従来の農業課税のやり方をより厳密にやるといったようなことを別に考えておるわけではございません。従来のやり方の無理なところは、もちろん直していくつもりであります。同時に収入金額については法律にあるような控除をしていく、こういうことで考えておられて、別にこの二十九億を、これはまあ見込みでございますから、実際はあるいは供出がふえれば収入もふえるかわりに免除額もふえるというところは当然出てくると思ひますが、この分があるがゆえに、従来よりも農業所得の課税を酷にするというようなことは毛頭考えておりません。

○天田勝正君 まあこの程度でやめておこう、暑いから……
○平林剛君 私もちよつと聞いておかないと、このまま賛成するわけにいかないので、政府に念を押す意味で聞きますけれども、大体これは基本米価をきめることに無理があつたものだから、それでどういふような臨時特例をおまけにつけて何とか処理をするという政治的な意味を私は強く感ずるわけですが、政策的に見れば、生産者から事前売り渡し申し込みによる集荷による所要数量を確保するということが必要であるということ、私ども認めるわけでありませうけれども、その半面税に対する考え方が非常に便宜的に陥つておるようには思つておられます。主税局長は割合とその点良心的だから、あまりよい方法ではないということをお認めになつておる。私はその点は大蔵委員として同感であります。ところが、食糧庁長官くらいになるといふと、こいつは米価の面においても十分配慮をしておる。しかしなおこれをお願ひするのだからいなことを言うておる。まあ食糧庁の長官としてはその上しようがないかもしれませぬ。で、政務次官に聞きたいのです。政務次官は政府を代表してこういうような価格の面を十分考慮して、なおかつ税制上疑問のある、あるいはあまりよい例でないものを出してきた、米価の面においてですね、十分配慮したけれども、なおかつこれを出すと、お考えの面におかつかつこれを出すというお考えなのか。それとも先ほど私が指摘したような考えに立つて米価を考へておられるのか。あなたの方の見解をお聞きたい。

必要であるということ、私ども認めるわけでありませうけれども、その半面税に対する考え方が非常に便宜的に陥つておるようには思つておられます。主税局長は割合とその点良心的だから、あまりよい方法ではないということをお認めになつておる。私はその点は大蔵委員として同感であります。ところが、食糧庁長官くらいになるといふと、こいつは米価の面においても十分配慮をしておる。しかしなおこれをお願ひするのだからいなことを言うておる。まあ食糧庁の長官としてはその上しようがないかもしれませぬ。で、政務次官に聞きたいのです。政務次官は政府を代表してこういうような価格の面を十分考慮して、なおかつ税制上疑問のある、あるいはあまりよい例でないものを出してきた、米価の面においてですね、十分配慮したけれども、なおかつこれを出すと、お考えの面におかつかつこれを出すというお考えなのか。それとも先ほど私が指摘したような考えに立つて米価を考へておられるのか。あなたの方の見解をお聞きたい。

○政府委員(藤枝泉介君) 私にお尋ねでございますので、私から見解を申し上げますならば、今回決定いたしました一万百六十円という米価は、本年の産米の値段としては妥当なものだといふふうに考へておられます。しかしこの価格に対しての御批判もいろいろあるかと存じます。ただわれわれが一人合点に妥当なものだと申し上げても、それだけで通るものじゃないと思ひます。それからこの減税措置につきまして、先ほど私も申し上げましたように

に、一般の租税理論からいたしますと正面から衝突いたしますが、政府が一定数量の集荷を確保し、それを消費者に対する一定数量の配給を確保しなければならぬという現在の食糧制度のもとにおきまして、できるだけ米をたくさん集めたいというその要請にこたえるために、一種のこうした税においでの奨励処置をすることも現在の経済情勢からしても許されるべきじゃないかというふうに考へるのであります。ただそれが、前に御指摘があつたようにございまして、一般の供出農家に全部及ばないというところに多少の問題はあらうと思ひます。しかしこれはたとえ特別措置法において輸出の所得のある程度を免除したとして、税の面で免除いたしておりますが、これもやはり税金がかかる人間でなければそのフエバーはほんとうに受けないというふうなこともありますので、この辺はいろいろかね合ひだらうと思ひます。見方によつては米価の足りなところをこれで補つたんじゃないかという御議論をなさる見方もあらうと思ひますが、私どもの考へ方としては、米価は米価として妥当なものとしてきまつたんじゃないか。さらに集荷をできるだけ確保したいという意味において、租税理論の上からは多少の問題はあるけれども、こうした処置もやらなければならぬんじゃないかという意味で考へておる次第でございます。

○平林剛君 その点は常識的な見方として、一般理論の基準をどこにおくかによつて政府の考へ方と私らの考へ方が違つてくるわけです。それは一般常識の面から判断していかなければい

ぬと思う。そういう面からいけば、政務次官の職掌柄そう答弁されるのは仕方ないけれども、やはり国民の批判というのは、あるいは農家の批判というもの、目のある人はそういうことはいくと思つたのです。これは何と政府が強弁されても、私はやはりそれを指摘しておかなければならない。ついでにこいつは、今度の政府の考へ方、一体来年はどうするつもりか。先ほどの質問の中で、私は、今の政府の考へ方、今度の臨時特例で出したけれども、次第に統制を撤廃されるような考へ方を裏にひそめておけというふうな御意見があつたのじゃないだろうか、そういうことを裏をさぐつてみたいわけでありませうか。

○政府委員(藤枝泉介君) 食糧の管理制度そのものについて相当の検討を加えなければならぬ段階になつておると思ひます。しかしそれだからといって法律を出しますそのものは、別に統制を解除するといふふうなことを前提にいたしたわけではございません。先ほど宮澤委員にお答へいたしましたのは、かりに自由販売にされた場合には一体特別な措置をするかというお尋ねでございますので、かりに自由販売になつたという場合には、むしろ租税理論の本来に返つて、こいつは措置はしなくてもいいんじゃないかということをお答へ申し上げたのであります。これをもし来年さらにたたいまのよう食糧制度が継続されるといたしますならば、金額の点は別でございます

もよけいにかかるということとはあまりないであって、むしろ反当収量が低いんで、そっちの方をむしろカバーするという意味において高くなっておると思うのです。だから二重……普通以上に生産費を考慮し、加えて今度は租税の方でさらに考慮するという二重のことには実際ならぬのじゃないか、こう思うのですが、これは先ほどの問題と関連しておると思うのですが、そういうふうには私は理解していませんが……

○政府委員(渡邊喜久造君) 私はその点はそうだと思います。生産費が高いか低いかというお話なんです。宮澤委員の御質問で生産費が高いんじゃないかというのは、結局たとえば所得百円当りに対する反当収量が低ければ従いまして収入金額が低い。しかし同じ一反なら一反にかかるとなれば、反当収量が低いことが、そのまま普通普通の場合であれば、生産費の割合は高くなるわけでございます。従いまして片柳委員の、生産費が高いのでなくて反当収量が低いのだ、これは一反歩当りの経費という面からおっしゃればあなたのお話のようになると思います。それから所得百円当りということからいえば、宮澤委員のおっしゃるようになるわけでありまして、まあわれわれは課税に当りましては実際の経費を見積っておるわけでございます。同時に実際の収入金額をとっておるわけでございます。生産費が高いのじゃなくして反当の収獲高が低いのだというお説と、それから所得百円当りに対する生産費が高いというお説とは、課税の実際の面に立って見ますと、私はそう大

きな違いはない結論になるのじゃないかと、かように存じております。

○宮澤喜一君 今のお話を蒸し返すつもりは実はなかったのですが、基本米価になりまして、収入は実際のものを勘定なさり、経費は実際のものを勘定なさいますから、この非課税になります分の収入という分は、実は経費が一文もかかっていないわけなんです。ございませぬ、それを経費としてお引きになるというの、従来奨励金というプレミアムであった時代のそんなものの性質だというふうな御説明しか実はないわけだ。正直に言えなければならぬと思っております。ま、あつた性情といえは一つの性情でございますが、われわれの気持は、先ほど申し上げましたように、早場米格差そのものが従来の奨励金より幅が狭くなっております。従いましてそういうことも考慮いたしまして、やはり従来の例をそのまま踏襲するのは、とかく税の問題は公平も一つの問題であります。従来の負担と非常に大きく変えることが、やはり税務行政の執行上トラブルを起すものになります。やはりその点を頭に入れた措置をとった方がいいのじゃないか、かように考えまして御提案申し上げます。お次第であります。

○委員長(青木一男君) 別に御発言もありませんが、質疑は終了したものと認めて御異議ございませんか。

○委員長(青木一男君) 別に御発言もありませんが、質疑は終了したものと認めて御異議ございませんか。

○委員長(青木一男君) 別に御発言もありませんが、質疑は終了したものと認めて御異議ございませんか。

○委員長(青木一男君) 別に御発言もありませんが、質疑は終了したものと認めて御異議ございませんか。

でありますので、討論は終局したものと認めて御異議ありませんか。

○委員長(青木一男君) 御異議ないと認めます。

○委員長(青木一男君) 御異議ないと認めます。

○委員長(青木一男君) 御異議ないと認めます。

○委員長(青木一男君) 御異議ないと認めます。

○委員長(青木一男君) 御異議ないと認めます。

めて御異議ありませんか。

○委員長(青木一男君) 御異議ないと認めます。

○委員長(青木一男君) 御異議ないと認めます。

○委員長(青木一男君) 御異議ないと認めます。

○委員長(青木一男君) 御異議ないと認めます。

○委員長(青木一男君) 御異議ないと認めます。

の臨時措置に関する法律案(予備審査のための付託は七月二十五日)

本日委員会に左の案件を付託された。一、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律案(予備審査のため付託は七月十四日) 一、日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案(予備審査のため付託は五月九日)

○委員長(青木一男君) 速記をとめて。

○委員長(青木一男君) 速記をとめて。

○委員長(青木一男君) 速記をとめて。

○委員長(青木一男君) 速記をとめて。